

令和2年度 第13回全体庁議（12月25日開催）

区分	審議・ 報告	案件名 (担当部)	(3) 観光振興に係る新たな財源に関する提言書について[経済部]
----	---------------	--------------	----------------------------------

■ 提案・報告の趣旨

観光の振興に関する施策を実施するための財源のあり方について、観光振興に係る新たな財源に関する検討委員会から市に対して、新たな財源に関する提言書の提出があったため、このことについて令和3年1月13日の産業経済委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1 取組の経過

北海道や道内他自治体において、さらなる魅力の向上や受入環境の充実など、新たな観光振興施策のための財源について検討がなされており、本市においても令和2年度に観光振興に係る新たな財源のあり方について検討する「観光振興に係る新たな財源に関する検討委員会」を設置し、全4回にわたり委員会を開催し検討してきた。同委員会は最終的に市に対して提言を行うこととなり、令和2年12月24日に同委員会委員長より提言書の提出を受けた。

2 提言の要旨

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が及んでいる中、国内観光客に対する観光振興に重点的に取り組むことで、観光入込客数や観光消費額を安定的に確保することが重要。
- ・地域経済の活性化に向けた大きな可能性があることから、外国人観光客に対する観光振興の取り組みも継続的に進めていくことが必要。
- ・総合計画において定めている、観光振興における目指す姿である「食や農業、自然などの地域資源を活かした、この地域ならではのアクティビティやイベントなどを求め、国内外から多くの人々が訪れ、滞在することで、にぎわいが生まれている」を実現するための取り組みとして、魅力の向上と受入環境の充実が重要。
- ・新規事業の実施、既存事業の拡充などを進め、継続的に観光入込客数を伸ばすことを通して、地域経済の活性化を図るためには、観光振興における受益と負担の関係を踏まえた安定的で新しい財源の確保が求められ、本委員会で検討の結果、宿泊行為に課税を行う宿泊税が妥当との結論。
- ・導入にあたっては、北海道においても同様の税財源の検討がなされていることから、役割分担や課税要件などについて、道との十分な調整が必要。
- ・導入時期については、新型コロナウイルス感染症の状況などを考慮し、慎重に判断すべき。

■ 今後のスケジュール

- ・令和3年1月13日 産業経済委員会へ報告

■ 審議結果

■ その他、指摘事項等

- ・特になし